

愛媛県防災メール利用者同意事項

(目的)

第1条 この利用者同意事項は、愛媛県が運営する愛媛県防災メールを利用される方が、あらかじめ理解のうえ同意していただく必要がある事項を定めるものです。

(定義)

第2条 この利用者同意事項において、用語の定義は次の各号のとおりとします。

- (1) 県 愛媛県をいう。
- (2) 防災メール 愛媛県防災メールから配信する情報のメールをいう。
- (3) 登録希望者 防災メールの配信を受けるための登録を希望される方をいう。
- (4) 登録者 防災メールの配信を受けるための登録を行った方をいう。

(適用範囲)

第3条 この利用者同意事項は、防災メールの登録希望者及び登録者に適用されるものとします。

(利用費用)

第4条 防災メールの情報料は無料です。ただし、通信料（パケット料）は利用される方が負担します。

(配信登録)

第5条 登録希望者は、所定のメールアドレスに自己のメールアドレスを送信することにより、新規の配信登録を行うものとします。

(個人情報の取扱い)

第6条 県は、登録された個人情報について、愛媛県ホームページ「プライバシーポリシー」のとおり愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）の規定に基づき適正に取り扱います。

- 2 登録される個人情報は、登録者のメールアドレスに限ります。
- 3 登録されたメールアドレスは、防災メールの配信及び必要となる県からの連絡においてのみ使用し、それ以外の目的には利用しません。

(登録者による配信登録解除)

第7条 登録者がメール配信の停止を希望するときは、所定のウェブページから利用停止の操作をすることにより、配信登録を解除するものとします。

(登録者による登録メールアドレスの変更)

第8条 登録者がメールアドレスの登録変更を希望するときは、第7条に基づき登録者による配信登録解除を行った後、登録者が自己の新たなメールアドレスを新規に配信登録することにより、登録メールアドレスの変更を行うものとします。

(県による配信登録解除)

第9条 県は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該配信登録を解除することがあります。

- (1) メールアドレスの誤り、廃止、メールボックスのあふれ等により、配信したメールが不達となったとき。
- (2) 登録者側のメールサーバの受信拒否、受信障害等により、メール配信に著しい障害があったとき。
- (3) 第10条の禁止事項に該当する行為があったとき。
- (4) その他登録を継続することが不適当な事由があるとき。

(禁止事項)

第10条 登録希望者及び登録者は、次の各号に掲げることを行ってはなりません。

- (1) 他人のメールアドレスを配信登録すること。
- (2) 不正に入手又は生成した大量のメールアドレスを配信登録すること。
- (3) サーバに対して不正アクセスを試みること。
- (4) 意図的に不正な指令を与え、高負荷をかけること。
- (5) その他設備に障害を発生させようとする事。

(機能の停止)

第11条 県は、設備保守のため、機能の一部又は全部を一時停止することがあります。この場合、県は事前に登録希望者及び登録者に対して告知するものとします。ただし、緊急を要する保守及び軽微な保守の場合は、この限りではありません。

2 県は、設備・通信回線等の障害、その他の不可抗力によって、予告なく機能の一部又は全部の提供を一時停止することがあります。

(県からの連絡及び告知)

第12条 県は、所定のウェブページへの掲載及びメールによる連絡送信により、登録希望者及び登録者への連絡又は告知を行うものとし、これによって連絡又は告知事項が登録希望者及び登録者へ到達したものと見なします。

(免責事項)

第13条 防災メールを利用される方が、次の各号に掲げる損害を受けた場合において、県は、その一切の責任を負わないものとします。

- (1) 防災メールで得た情報に基づく判断、行動、その他誘発される結果によって発生した損害
- (2) 理由に関わらず防災メールの不配、未配、遅配又は誤配によって発生した損害
- (3) 第9条及び第11条によって発生した損害

(利用者同意事項の改定)

第14条 この利用者同意事項は予告なく改定されることがあり、ご利用時点での利用者同意事項が適用されるものとします。

附則

- 1 この利用者同意事項は、平成22年12月1日から有効とします。
- 2 この利用者同意事項は、平成28年4月1日に改定しました。(第8条)
- 3 この利用者同意事項は、平成28年9月14日に改定しました。(第5条、第8条)